

令和5年度 第4回理事会

令和5年（2023年）4月20日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>562（内規） 公認スノーボード検定員規程新規制定に伴う制度成立期間の関連規程運用に関する内規</p> <p>（目 的） 第1条 この内規は、公認スノーボード検定員規程新規制定に伴う、制度成立期間の関連規程運用に関し、必要な事項を定める。 （期 間） 第2条 この内規の有効期間は2024年7月31日までとする。 （対 象） 第3条 この内規の適用範囲は次のとおりとする。 ① 新規制定公認スノーボード検定員規程（以下「検定員規程」） ② 規程番号534公認スノーボード指導者検定規程（以下「規程534」） ③ 規程番号536公認スノーボードバッジテスト規程（以下「規程536」） ④ 規程番号537公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領（以下「規程537」） （検定会場） 第4条 スノーボードA級検定員検定会は、検定員規程14条に定める他、次に掲げる会場において実施することができる。 ① スノーボード中央研修会 ② 第1回SAJスノーボードデモンストレーター合宿 ③ 第1回ナショナルスノーボードデモンストレーター合宿 ④ スノーボード技術員研修会（2022年11月より実施） 2 スノーボードB・C級検定員検定会は、検定員規程14条2項に定める他、スノーボード指導者研修会において実施することができる（2022年11月より実施）。 （検定員） 第5条 A級検定員検定会の検定員は、検定員規程16条に定める他、本連盟教育本部が認めた教育本部スノーボード専門委員がこれにあたり、担当した検定員もA級検定会を受検する。 2 B・C級検定員検定会は、検定員規程16条2項及び3項に定める他、教育本部スノーボード専門委員、スノーボード技術員または公認スノーボード指導員がこれにあたり、主任検定員は本連盟教育本部スノーボード専門委員またはスノーボード技術員でなければならない。 3 公認スノーボード指導員検定会は、規程534の5条に定める他、本連盟教育本部長から委嘱された検定員3名以上で構成する。 4 公認スノーボード準指導員検定会は、規程534の18条に定める他、主管加盟団体長から委嘱された教育本部スノーボード専門委員、スノーボード技術員または公認スノーボード指導員の3名以上で構成し、かつ本連盟教育本部スノーボード専門委員またはスノーボード技術員1名以上を含まなければならない。 5 <u>公認スノーボードバッジテスト</u>は、規程536の7条に定める他、主管加盟団体長から委嘱された公認スノーボード指導員または公認スノーボード準指導員がこれにあたり、主任検定員は、公認スノーボード指導員でなければならない。1級は実技テストとし、主任検定員を含む2名以上の検定員がこれにあたり、2級以下は講習内テストとし、1名以上の検定員がこれにあたる。 （受検資格） 第6条 公認スノーボードA・B・C級検定員検定会（以下</p>	<p>562（内規） 公認スノーボード検定員規程新規制定に伴う制度成立期間の関連規程運用に関する内規</p> <p>（目 的） 第1条 この内規は、公認スノーボード検定員規程新規制定に伴う、制度成立期間の関連規程運用に関し、必要な事項を定める。 （期 間） 第2条 この内規の有効期間は2024年7月31日までとする。 （対 象） 第3条 この内規の適用範囲は次のとおりとする。 ① 新規制定公認スノーボード検定員規程（以下「検定員規程」） ② 規程番号534公認スノーボード指導者検定規程（以下「規程534」） ③ 規程番号536公認スノーボードバッジテスト規程（以下「規程536」） ④ 規程番号537公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領（以下「規程537」） （検定会場） 第4条 スノーボードA級検定員検定会は、検定員規程14条に定める他、次に掲げる会場において実施することができる。 ① スノーボード中央研修会 ② 第1回SAJスノーボードデモンストレーター合宿 ③ 第1回ナショナルスノーボードデモンストレーター合宿 ④ スノーボード技術員研修会（2022年11月より実施） 2 スノーボードB・C級検定員検定会は、検定員規程14条2項に定める他、スノーボード指導者研修会において実施することができる（2022年11月より実施）。 （検定員） 第5条 A級検定員検定会の検定員は、検定員規程16条に定める他、本連盟教育本部が認めた教育本部スノーボード専門委員がこれにあたり、担当した検定員もA級検定会を受検する。 2 B・C級検定員検定会は、検定員規程16条2項及び3項に定める他、教育本部スノーボード専門委員、スノーボード技術員または公認スノーボード指導員がこれにあたり、主任検定員は本連盟教育本部スノーボード専門委員またはスノーボード技術員でなければならない。 3 公認スノーボード指導員検定会は、規程534の5条に定める他、本連盟教育本部長から委嘱された検定員3名以上で構成する。 4 公認スノーボード準指導員検定会は、規程534の18条に定める他、主管加盟団体長から委嘱された教育本部スノーボード専門委員、スノーボード技術員または公認スノーボード指導員の3名以上で構成し、かつ本連盟教育本部スノーボード専門委員またはスノーボード技術員1名以上を含まなければならない。 5 <u>公認スノーボードバッジテストの内、級別テスト</u>は、規程536の18条に定める他、主管加盟団体長から委嘱された公認スノーボード指導員または公認スノーボード準指導員がこれにあたり、主任検定員は、公認スノーボード指導員でなければならない。1級は実技テストとし、主任検定員を含む2名以上の検定員がこれにあたり、2級以下は講習内テストとし、1名以上の検定員がこれにあたる。 （受検資格） 第6条 公認スノーボードA・B・C級検定員検定会（以下</p>	<p>バッジテストにプライズテストが追加になったことによる変更</p>

<p>「検定員検定会」)の受検資格は、検定員規程第17条に定める他、それぞれ次の各号に掲げる者が受検できる。ただし、いずれの場合も有効なスキーボード指導者資格を有する者に限り、また、上位の受検資格を有する者は下位の受検資格も有する。</p> <p>(1) A級検定員検定会</p> <p>① 教育本部スキーボード専門委員</p> <p>② ナショナルスキーボードデモンストレーター</p> <p>③ SAJスキーボードデモンストレーター</p> <p>④ スキーボード技術員</p> <p>(2) B級検定員検定会</p> <p>① スキーボード指導員</p> <p>(3) C級検定員検定会</p> <p>① スキーボード準指導員</p> <p>(検定の内容)</p> <p>第7条 検定は、検定員規程第19条に定める他、次に掲げる実技及び理論を行う。</p> <p>① 実技試験</p> <p>A級検定会は、スキーボードデモンストレーター及び教育本部スキーボード専門委員が演技した得点を基準点とし、受検者がこれを判定する。B・C級検定会は、スキーボード技術員を含む役員が基準点を設定し、受検者がこれを判定する。また、基準点の設定に映像資料の利用を含むことができる。</p> <p>② 理論試験</p> <p>A級検定会は、担当理事が作成したスキーボード検定に必要な事項に関する理論試験結果から判定する。B・C級検定会は、教育本部スキーボード専門委員及びスキーボード技術員が作成したスキーボード検定に必要な事項に関する理論試験結果から判定する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第8条 この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、令和3年11月1日から施行する。</p> <p>令和3年9月27日 制定</p>	<p>「検定員検定会」)の受検資格は、検定員規程第17条に定める他、それぞれ次の各号に掲げる者が受検できる。ただし、いずれの場合も有効なスキーボード指導者資格を有する者に限り、また、上位の受検資格を有する者は下位の受検資格も有する。</p> <p>(1) A級検定員検定会</p> <p>① 教育本部スキーボード専門委員</p> <p>② ナショナルスキーボードデモンストレーター</p> <p>③ SAJスキーボードデモンストレーター</p> <p>④ スキーボード技術員</p> <p>(2) B級検定員検定会</p> <p>① スキーボード指導員</p> <p>(3) C級検定員検定会</p> <p>① スキーボード準指導員</p> <p>(検定の内容)</p> <p>第7条 検定は、検定員規程第19条に定める他、次に掲げる実技及び理論を行う。</p> <p>① 実技試験</p> <p>A級検定会は、スキーボードデモンストレーター及び教育本部スキーボード専門委員が演技した得点を基準点とし、受検者がこれを判定する。B・C級検定会は、スキーボード技術員を含む役員が基準点を設定し、受検者がこれを判定する。また、基準点の設定に映像資料の利用を含むことができる。</p> <p>② 理論試験</p> <p>A級検定会は、担当理事が作成したスキーボード検定に必要な事項に関する理論試験結果から判定する。B・C級検定会は、教育本部スキーボード専門委員及びスキーボード技術員が作成したスキーボード検定に必要な事項に関する理論試験結果から判定する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第8条 この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、令和3年11月1日から施行する。</p> <p>令和3年9月27日 制定</p> <p><u>令和5年4月20日 改正</u></p>	
--	---	--